

豊川市監査公表第11号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年5月10日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男

別紙

定期監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

豊川市民病院（庶務課・医事課・経営企画室・キャリア支援研修センター・医療安全管理センター・地域連携センター）

2 監査の範囲

平成29年4月1日～平成31年2月25日

3 監査の実施期間

平成30年12月7日～平成31年2月25日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について
- エ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

院内保育所新築工事監理業務において一者随意契約で契約が結ばれていたが、同様の委託業務に関して、工事内容によって区分し、関連する委託業務の契約に競争原理が働くよう検討されたい。

イ 改善事項

随意契約の理由書の様式について、平成28年11月28日付け豊契号外の通知に基づく取扱いがされていなかったため、適正な事務に改善されたい。

(3) 意見等

ア 随意契約の理由書における理由の適否の確認について、適切な理由による一者随意契約の執行を担保するため、チェック体制の構築に努められたい。

イ 豊川市民病院医事等業務委託において、適正な人員配置や委託業務改善に関する調査報告を求め、経費節減の視点に基づくチェックを常時行うとともに、その調査報告の内容を業務等の見直しに反映させるよう努められたい。